

## 高知縣市町村振興宝くじ交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知縣市町村振興宝くじ交付金(以下「宝くじ交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的及び対象事業)

第2条 県は、市町村自治の振興及び市町村財政の健全性確保のため、公益財団法人高知縣市町村振興協会(以下「振興協会」という。)が行う市町村等への長期貸付等に要する経費に対し、予算の範囲内で宝くじ交付金を交付する。

### (交付基準等)

第3条 宝くじ交付金の交付対象経費及び交付基準は、次の表に掲げるとおりとする。

交付対象経費	1 サマージャンボ宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン8月発売回数分)に係る交付金相当額 (1)市町村等への長期貸付等のために積み立てる積立金 (2)全国市町村振興協会に対して納付する納付金(交付金額の1割相当とする。) (3)市町村への配分金等(配分金の額は、前年度の県下市町村の標準財政規模の合計額に0.3パーセントを乗じた額に相当する基金残高(貸付額を除く。)が確保され、振興協会の事業の実施状況に応じて必要な基金残高が確保されることを前提とした範囲内の額とする。) 2 ハロウィンジャンボ宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン9月発売回数分)に係る交付金相当額 市町村への配分金
交付基準	全国自治宝くじのうち「市町村振興宝くじ」に係る受託銀行からの当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第16条の規定による高知県納付金に相当する額

### (宝くじ交付金の交付の決定)

第4条 知事は、宝くじ交付金の交付を決定したときは、速やかにその旨を振興協会に通知するものとする。

### (附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

この要綱は、平成13年11月13日から施行する。

この要綱は、平成22年8月25日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。